（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律施行規則（平成二十六年農林水産省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域の基準） **第三条**　法第五条第五項の農林水産省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。 一　（略） 二　法第五条第二項第二号に掲げる区域に農用地が含まれる場合にあっては、当該区域の設定が次に掲げる要件に該当すること。ただし、当該区域に含まれる農用地が法第四条第一項に規定する農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針に基づき、営農型太陽光発電設備（農地に簡易な構造で、かつ、容易に撤去できる支柱を立てて、一時的に農地を農地以外のものにし、営農が行われる農地の上部空間に設置される太陽光を電気に変換する設備をいう。）の用に供する土地である場合にあっては、イに該当することを要しない。 イ・ロ　（略） 三・四　（略）	（再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域の基準） **第三条**　法第五条第五項の農林水産省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。 一　（略） 二　法第五条第二項第二号に掲げる区域に農用地が含まれる場合にあっては、当該区域の設定が次に掲げる要件に該当すること。 イ・ロ　（略） 三・四　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和九年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は公布の日から施行する。

（処分等の効力）

第二条　この省令の施行前にされた農地法第四条第一項又は第五条第一項に基づく許可の申請であって、この省令の施行の際に許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

2　この省令の施行前に農地法第四条第一項又は第五条第一項に基づく許可（この省令の施行後に前項の規定によりなお従前の例によりされたものを含む。）を受けている者が、この省令の施行後に、当該許可に係る事業と同一の事業の実施のために許可を受けようとする場合においては、当分の間、改正前の農地法施行規則第三十条第二項、第四十七条第二号の二及び第六号、第五十七条第二号の二及び第六号並びに第五十七条の四第二項第五号の規定は、なおその効力を有する。

3　第一条の規定の施行の日から起算して四箇月を経過する期間内において、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第五条第一項の基本計画（営農型太陽光発電を実施するための同条第二項第一号に規定する方針及び同項第二号に規定する区域が定められているものに限り、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画（以下この項において「地方公共団体実行計画」という。）に同条第五項各号に掲げる事項を定め、又は定めようとする市町村の区域内においては、地方公共団体実行計画（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第四条第一項に規定する基本方針に適合するものに限る。）が定められ、又は変更されるまでの間にされた農地法第四条第一項又は第五条第一項に基づく許可の申請（前項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合を除き、営農型太陽光発電を目的とする場合に限る。）については、改正後の農地法施行規則第三十条、第四十七条第六号、第五十七条第六号及び第五十七条の四第二項の規定にかかわらず、改正前の農地法施行規則第三十条第二項、第四十七条第六号、第五十七条第六号及び第五十七条の四第二項第五号の規定は、なおその効力を有する。

4　前項の規定により農地法第四条第一項又は第五条第一項に基づく許可を受けている者が、当該許可に係る事業と同一の事業の実施のために許可を受けようとする場合においては、当分の間、改正前の農地法施行規則第三十条第二項、第四十七条第六号、第五十七条第六号及び第五十七条の四第二項第五号の規定は、なおその効力を有する。

（農林水産省環境省令第八号）

○農林水産省環境省令第八号

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第七条第一項及び第二項第五号並びに第八条第一項の規定に基づき、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月九日

農林水産大臣　簗　和生

環境大臣　笹川　博義

第三条　農林水産省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部改正）

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令（平成二十六年農林水産省環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号イ中「第三十条第一項第二号」を「第三十条第二号」に改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（設備整備計画の認定の申請） **第一条**　（略） 2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～四　（略）	（設備整備計画の認定の申請） **第一条**　（略） 2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～四　（略）